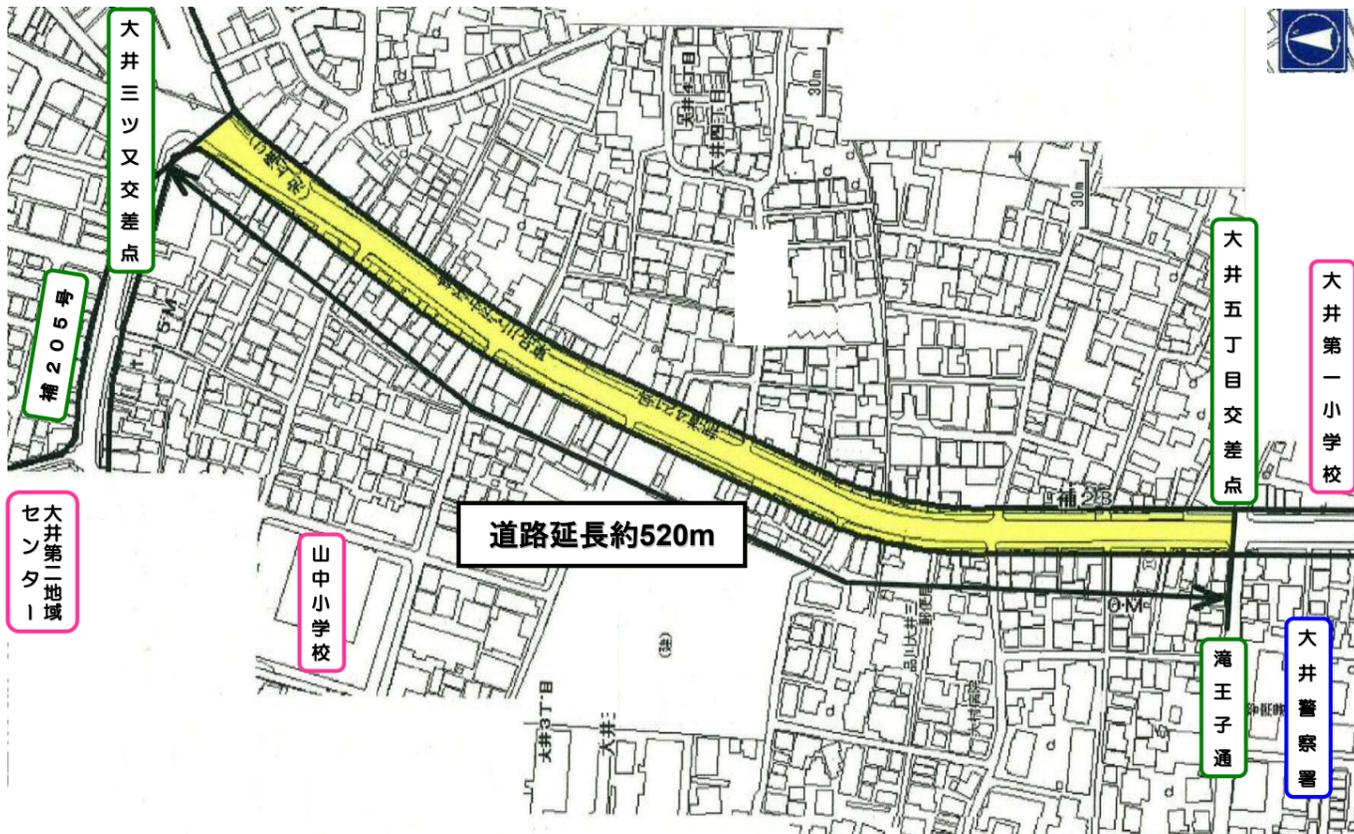


東京都市計画道路事業補助線街路第28号線(品川区大井四丁目～同区大井五丁目) 事業概要及び測量説明会 要旨



開催日時 平成25年10月28日19:00～20:30 (参加者 151名)

開催場所 品川区立山中小学校体育館

事業概要 東京都市計画道路補助線街路第28号線(都市計画決定 昭和21年4月25日)
起点:大田区東海一丁目 終点:大田区下丸子二丁目
計画延長:14, 270m 計画幅員:20m

【今回事業化予定区間】
起点:品川区大井四丁目 終点:品川区大井五丁目
計画延長:約520m 計画幅員:20m

整備効果
・延焼遮断帯が形成され、**大規模な市街地火災を防ぐ**ことができる。
・震災時の**安全な避難路が確保**される。
・歩道、植栽、電線共同溝の整備により、**快適な歩行空間を創出**する。

事業の進め方 パンフレット「東京のみちづくり」「特定整備路線の概要」参照

測量について
現況測量:地形などの道路設計の基礎資料を得るために実施
用地測量:計画道路用地として取得させて頂く土地の面積等を確定

主な質問事項
Q1: 今回の事業で道路が拡幅されると、現道の官民境界はどうなるのか?
A1: 現況では、現道(幅員15m)位置が官民境界となっているが、今回の測量により都市計画線の位置(幅員20m)を確定し、将来はそれが官民境界となります。

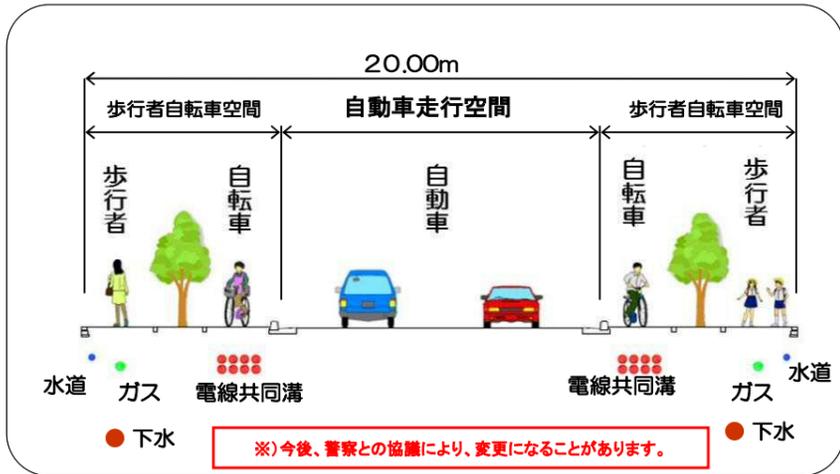
Q2: 自宅付近の道路は計画から67年も経ってやっと測量が終わった。この事業についても、やるならやる、中止なら中止ではっきりしてほしい。
A2: 首都直下地震がいつ起きるかわかりません。火災が発生した場合に燃え広がらない道路、電柱が倒壊し避難救護が出来ない道路の改善をするべく、私どもは平成32年度完成に向かって進めて参ります。皆様のご協力を御願い致します。

Q3: 道路の拡幅は、現在の道路両側を均等に拡幅されるのが基本となっているのか?
A3: 拡幅は、場所によって異なります。都市計画がある道路では、マンション等の大きな建物については、建築指導により都市計画線を考慮した位置に建てられています。また、計画線にかかる場合は、取壊しやすい建物となっています。

Q4: 今回突然この28号線ということで、私たちとしては降って湧いたような話である。事業実施が何故今なのか?
A4: 首都直下型地震は、高い確率で起こると言われており、早急な整備が必要です。道路は交通機能等の他に、避難路及び震災時の火災の延焼遮断帯としての防災機能も備えています。当該路線の延焼シミュレーション結果では、道路を現道の15mから20mに拡幅することにより、延焼を防げることがはっきりしました。高度防災都市とすべく特定整備路線は平成32年度完了を目指し整備して参ります。

Q5: 道路拡幅後、容積率の変更はあるのか?
A5: 道路を整備すると周辺環境が変わってくるのが考えられます。当該路線の容積率及び用途地域について、どのようにするのか協議中です。地域の方がまちづくりをしていきたいという考えがあれば、区も用途地域、容積率の見直しをすることも可能です。これらについては、地域の要望を聞きながら検討を行いたいと考えています。(区回答)

整備イメージ



安全で快適な歩行空間の創出(イメージ)



特定整備路線事業概要

(補助線街路第28号線)

及び

測量説明会

(品川区大井四丁目～同区大井五丁目)

日時:平成25年10月28日(月)

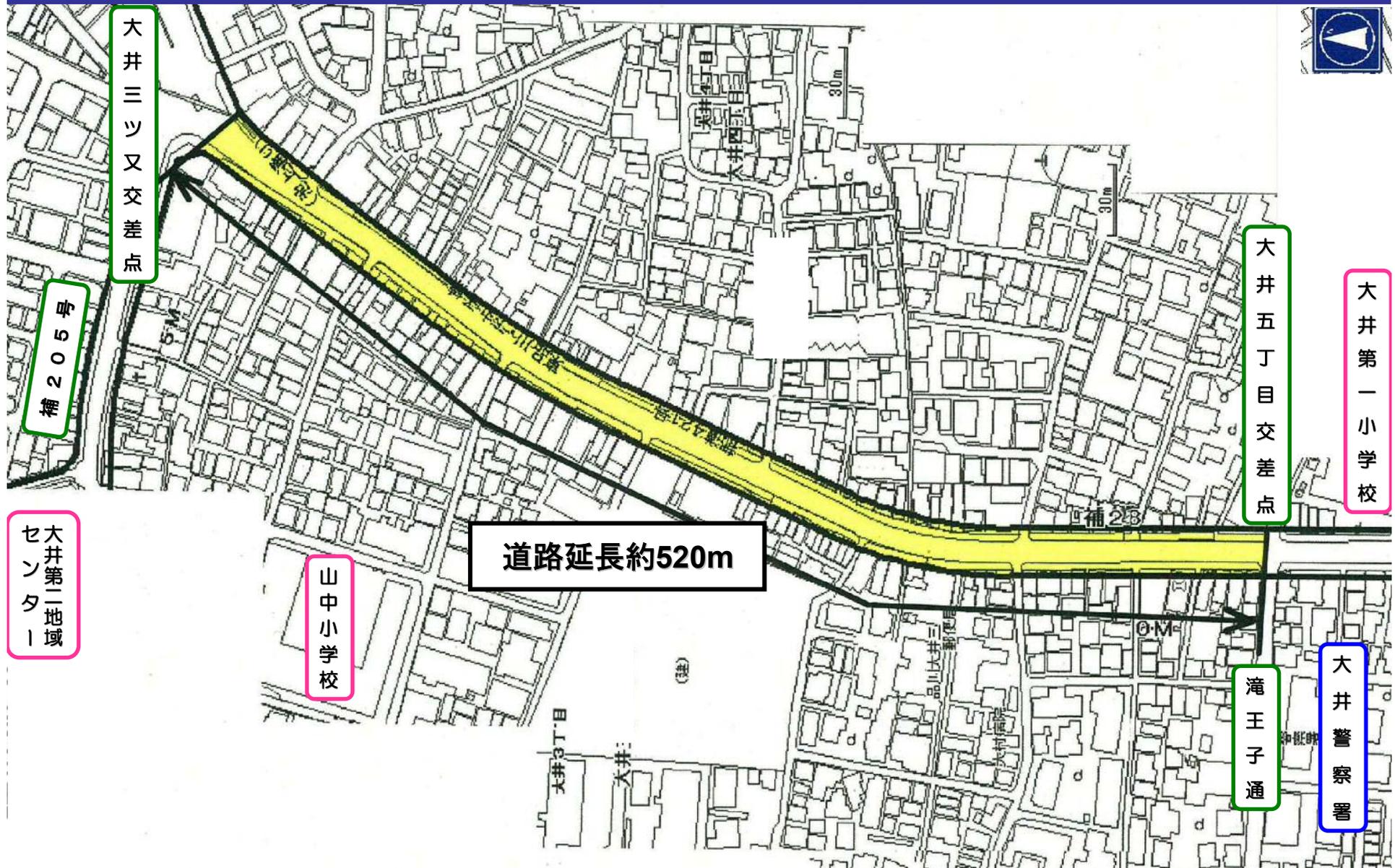
19:00～20:30

場所:品川区立山中小学校(体育館)

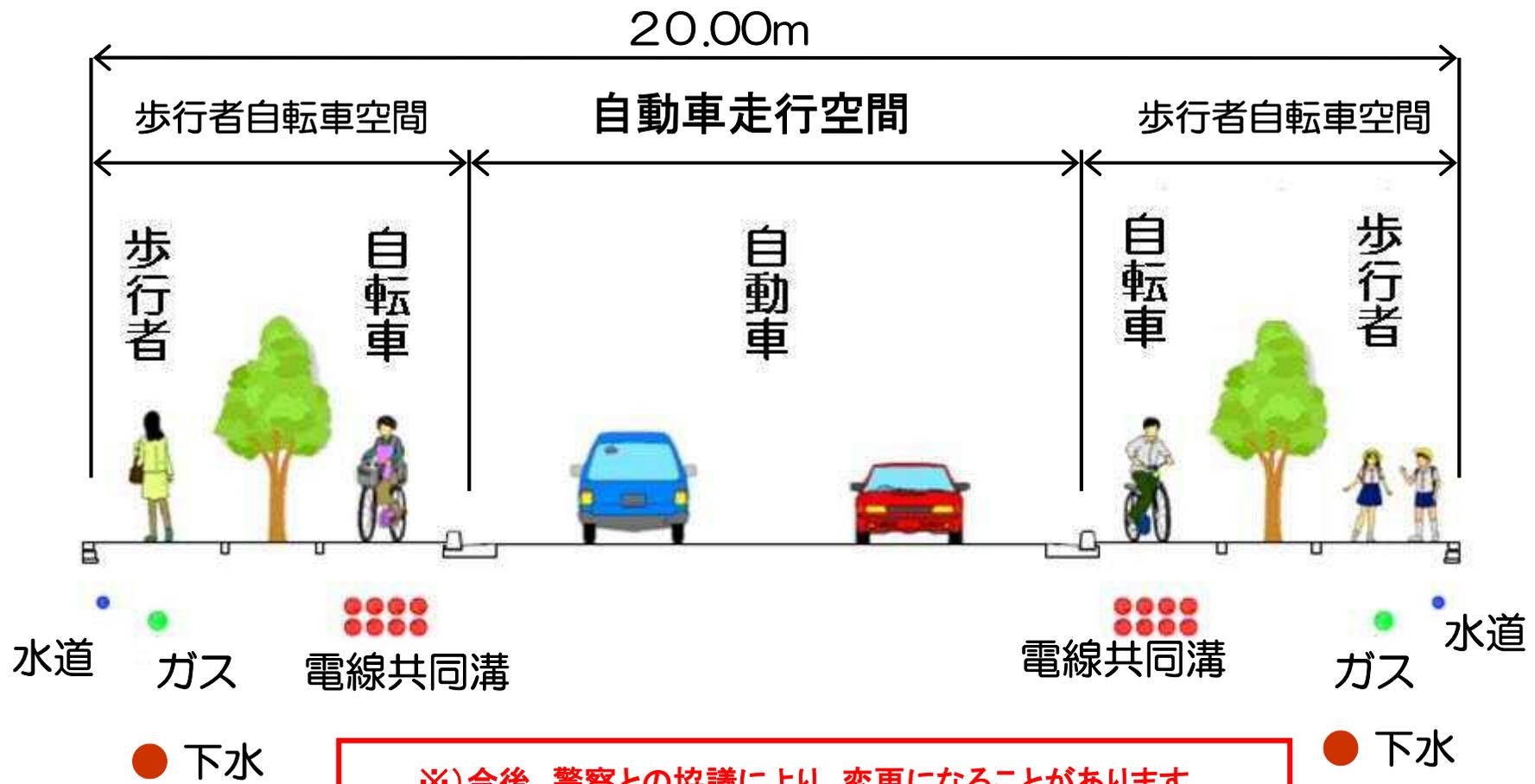


東京都第二建設事務所

【全体平面図】 ～ 補助第28号線 ～

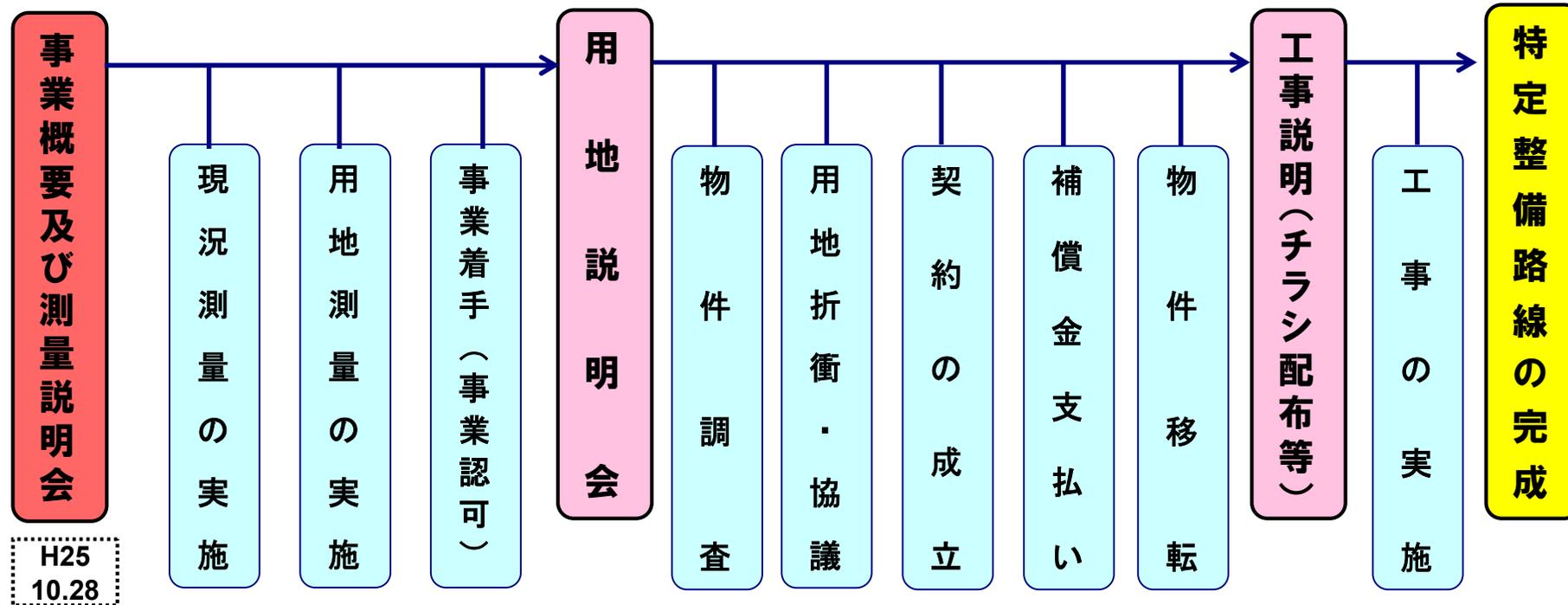


【断面図】 ～ 整備イメージ ～



※) 今後、警察との協議により、変更になることがあります。

事業の進め方



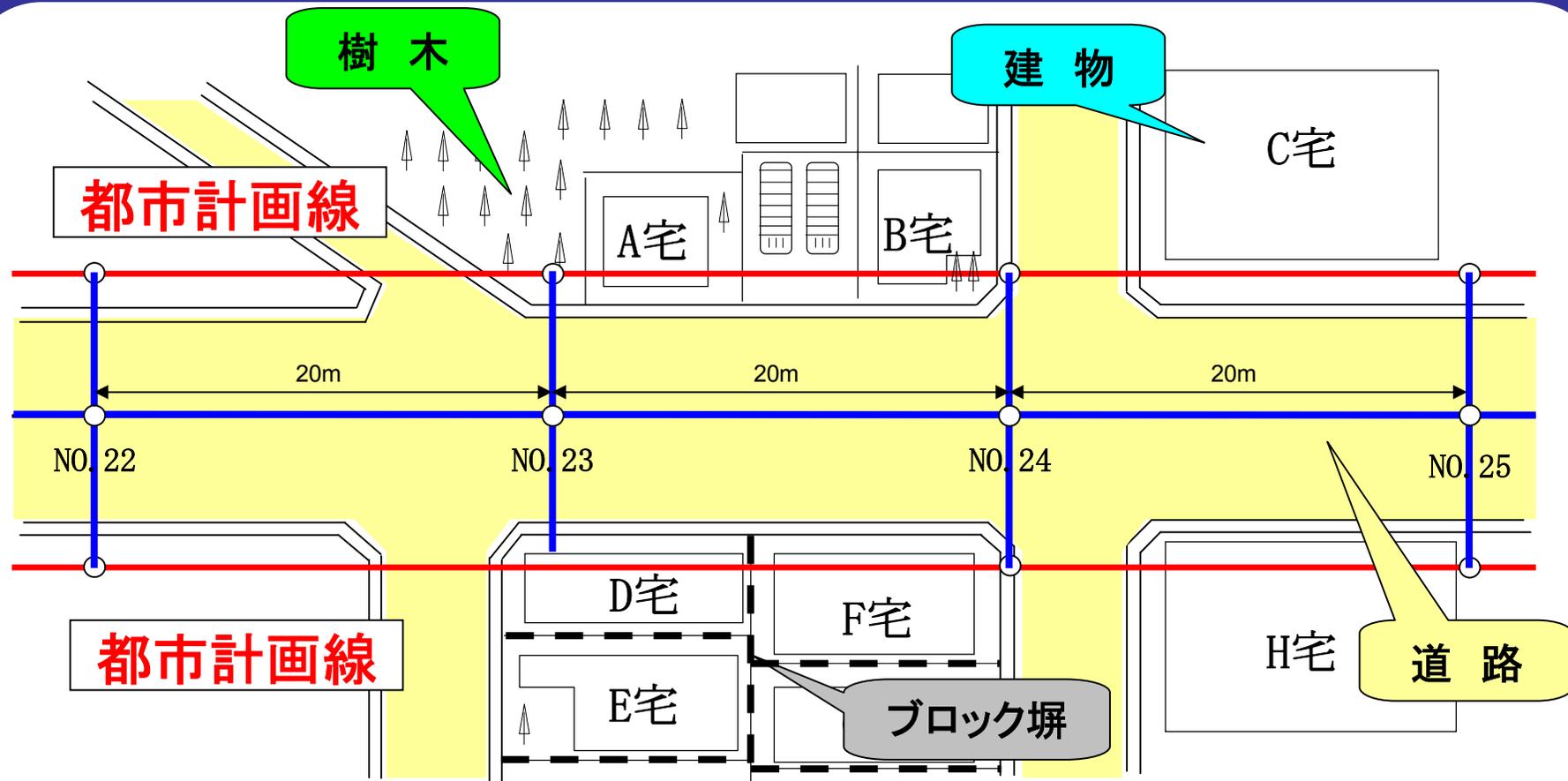
測量の目的

・現況測量

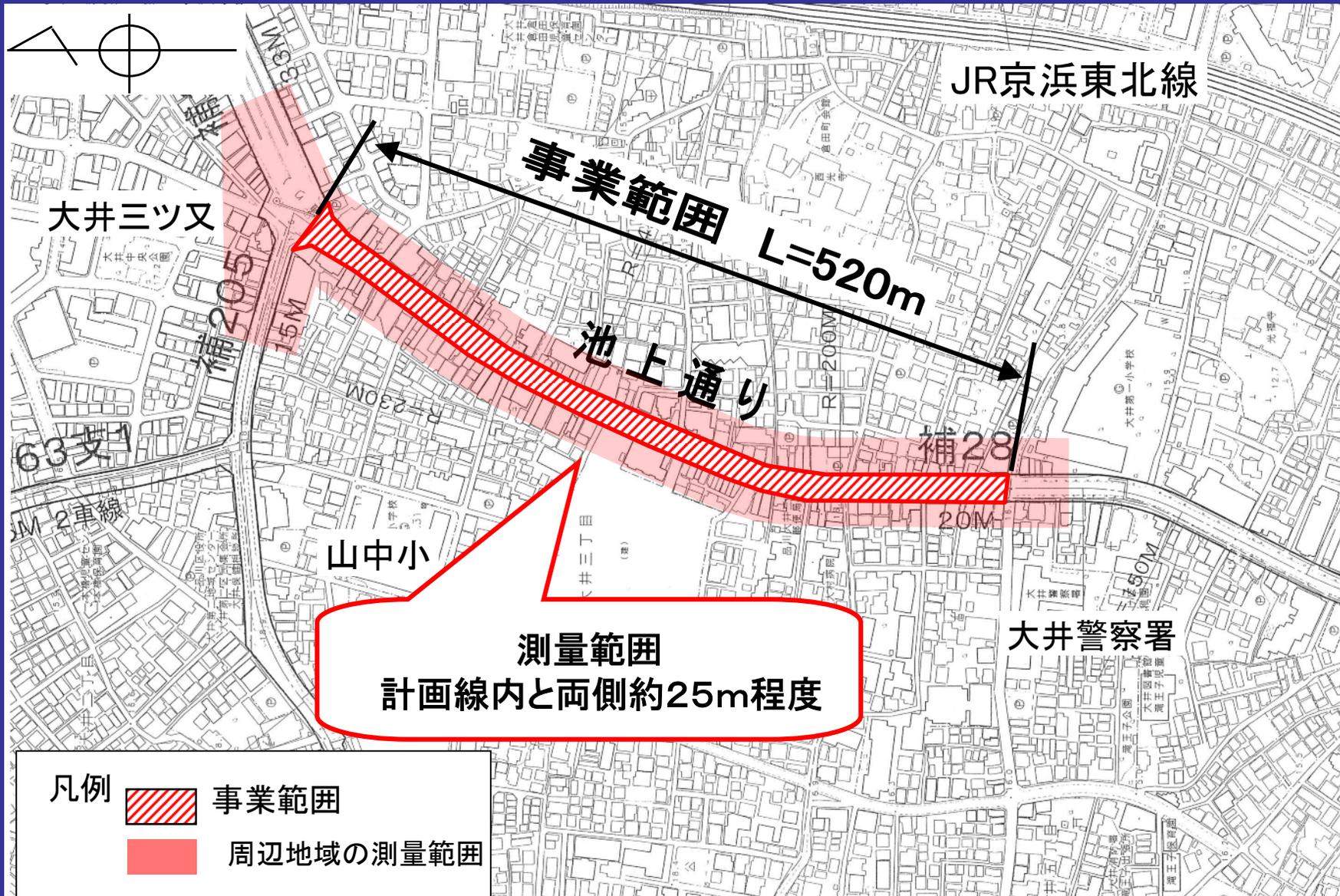
都市計画道路を整備するため、今後必要となる基礎資料を得るために実施します。

実施時期 平成25年10月～平成26年3月

現況平面図の作成



現況測量の範囲



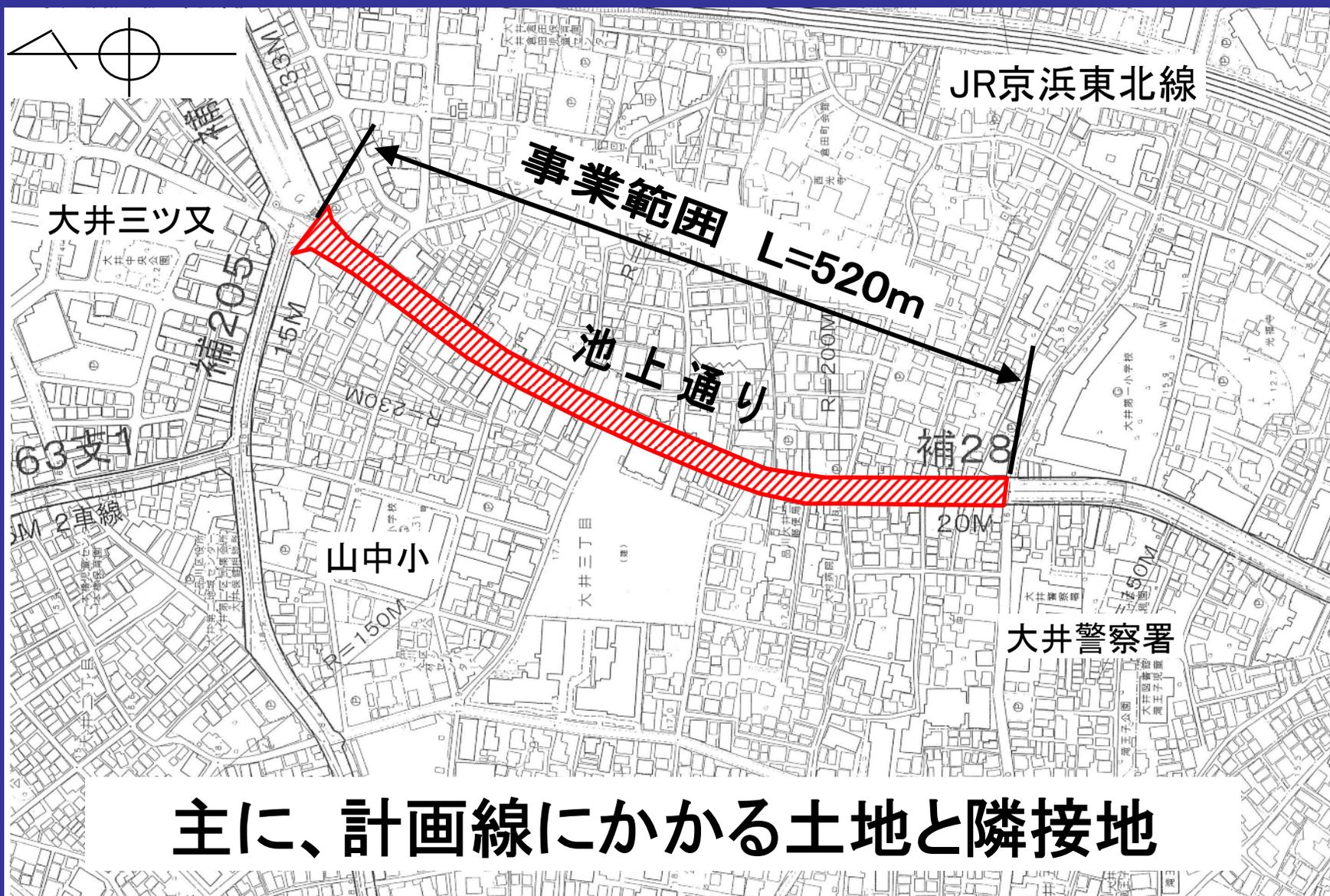
測量の目的

・用地測量

都市計画道路を整備するため、皆様からお譲りいただく土地の正確な面積を求めます。

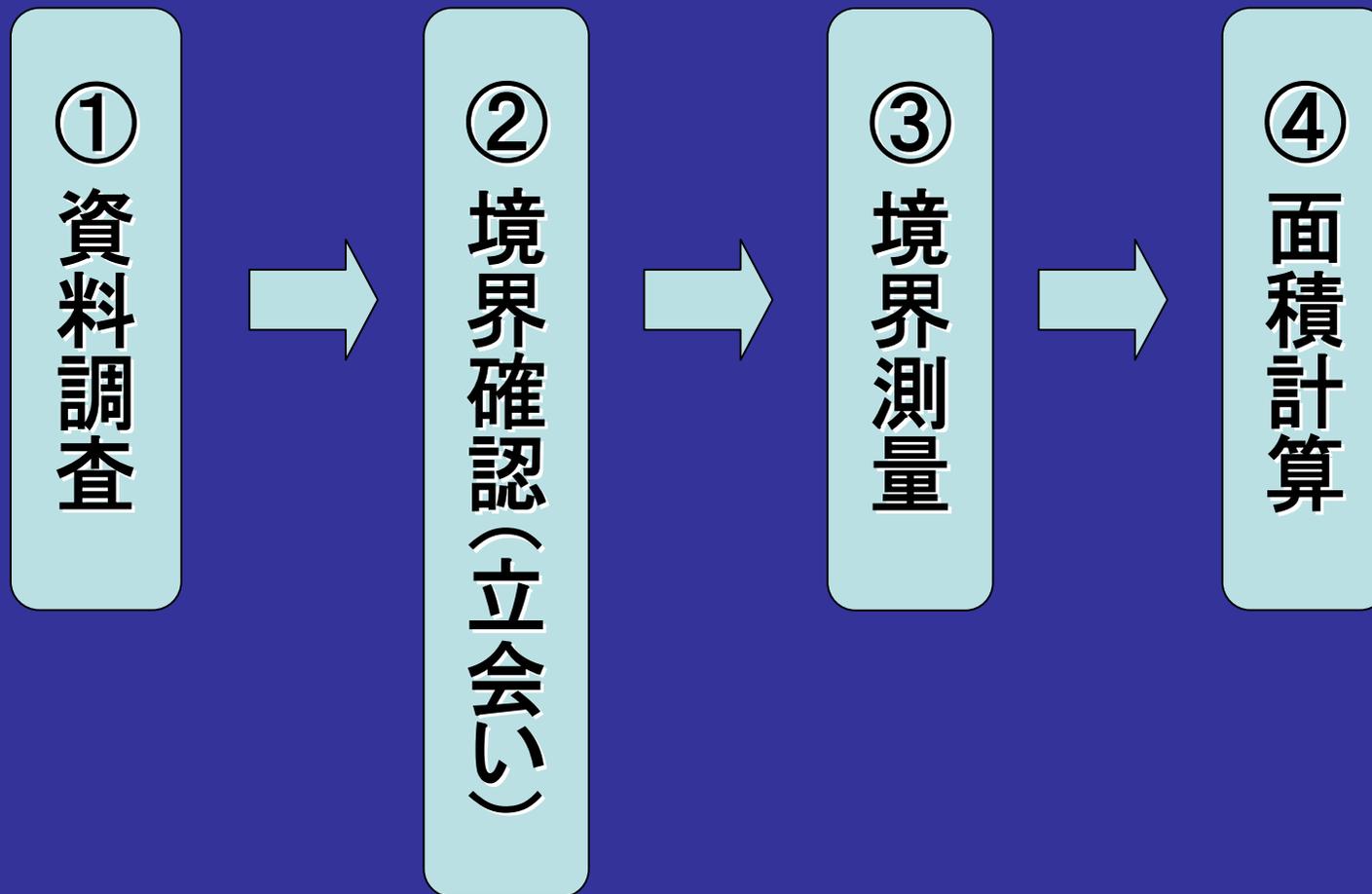
実施時期 平成26年度予定

用地測量の範囲



主に、計画線にかかる土地と隣接地

用地測量の進め方



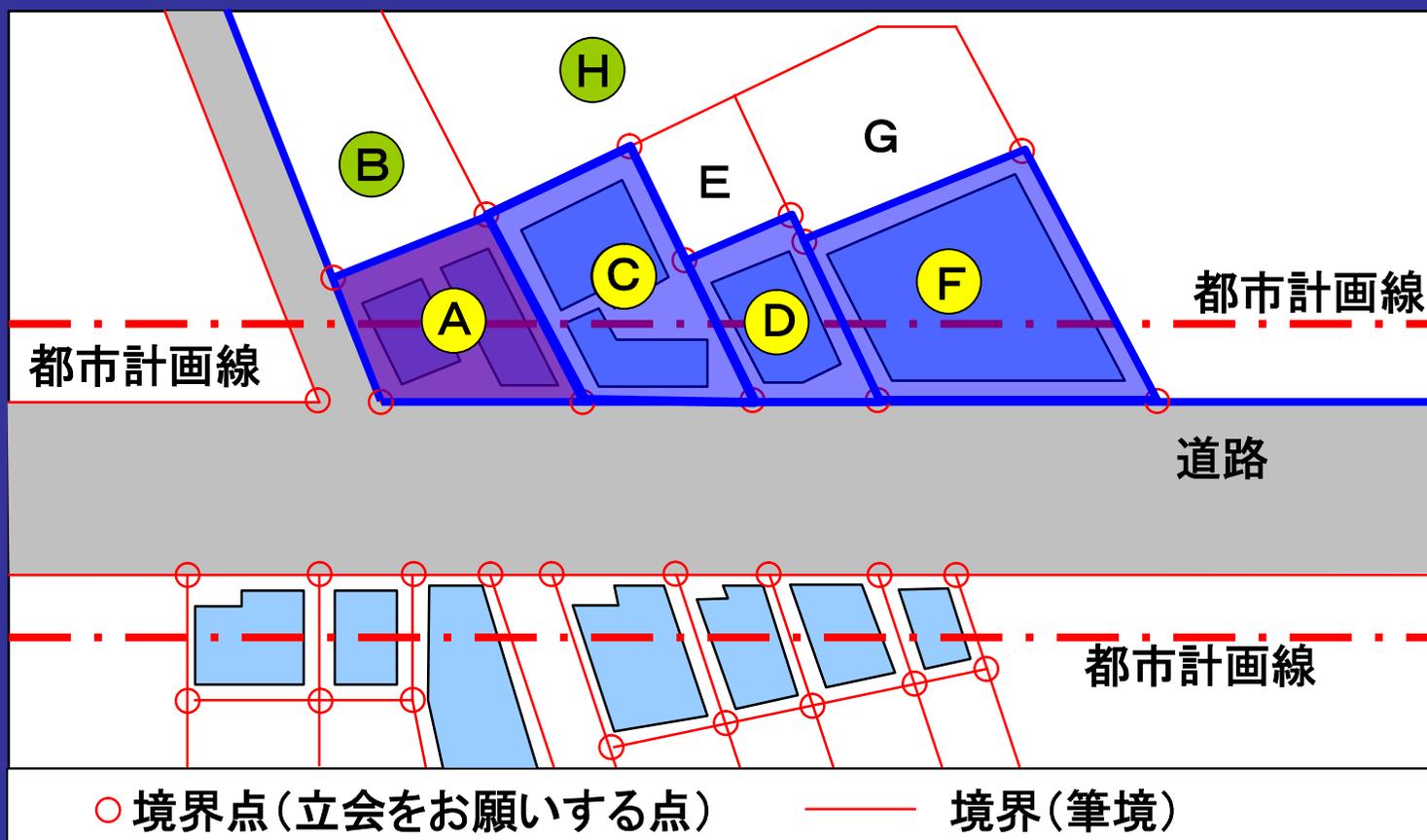
① 資料調査

- 地図(公図)写し
- 土地登記簿謄本の写し
- 地積測量図の閲覧など
- 皆様方からの資料提供や聞き取り情報など
- 土地への立ち入りによる事前調査

② 境界確認(立会い)

- 道路等(公共用地)との境界確認(官民)
- 隣接地との境界確認(民民)
- 土地の利用形態や権利(借地権等)の確認

境界確認(立会い)の事例



立会い依頼状

- 立会い日時は、約2週間前に、東京都より依頼状を「郵送」でお知らせします。
- 集合する場所は、立会いをして頂く土地の前です。
- 雨天でも実施します。

〇〇二 建工 第〇〇〇号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇 〇〇 様

東京都第二建設事務所
所長 〇〇 〇〇

土地境界の立会い確認のお願い

皆様方には、日頃より東京都の道路行政に対するご理解とご協力を頂きありがとうございます。

このたび、都市計画道路・補助第〇号線整備事業による用地測量作業に伴い、あなた様の所有されている土地と、隣接する土地との境界を現地で確認下さるようお願いいたします。

お忙しい中、誠に恐縮ではありますが、下記の日時にお立会い下さるようご通知させていただきます。

記

1. 土地の所在 品川区〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号
2. 立会の日時 平成 〇〇年〇〇月〇〇日（〇曜日）〇〇時〇〇分
3. 立会の場所 品川区〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号
4. この通知状と印鑑をご持参下さい。
5. 土地境界の確認・承諾が整った場合、『立会い証明書』等に署名・捺印をお願いいたします。
6. 境界について、参考となる図面または書類等があればご持参下さい。
7. 代理人に立会いさせる場合は、委任状をご持参ください。
8. 所有されている土地を貸している方は、借地人の方への連絡をお願いいたします。
9. 多少の悪天候でも実施しますので、よろしくお願いいたします。
10. ご都合の悪い方は、日時等の調整を行いますので、下記連絡先までご連絡いただきますようお願いいたします。
11. 連絡先 東京都第二建設事務所 工事課 木密測量担当係
〇〇・〇〇
《電話》03-3774-8120
12. 測量会社 〇〇測量株式会社（東京都の委託会社）担当者 〇〇
《電話》03-〇〇〇〇-〇〇〇〇

立会いで用意して頂くもの

- 依頼状
 - 印鑑（立会いに来る方本人の印鑑）
 - 委任状（代理人が立ち会う場合）
 - 土地境界の参考となる図面や書類等
- ※委任状は、代理人がご家族の場合でも必要となります。
- ※これらは依頼状に記載されています。
- ※マンションの立会いは個別に相談下さい。

③ 境界測量

- 境界確認(立会い)終了後、皆様の土地に再度立ち入り、確認した境界を測量します。

④ 面積の確定

- 測量に基づき、用地取得に必要な面積を各筆ごとに算出し、確定します。

測量業者について

- 測量は、東京都が委託契約した測量会社が行います。
- 測量会社には、都が発行する腕章及び身分証明書を携帯させます。
- 測量作業に伴う宅地内への立ち入りは、事前にお声をかけてから行います。

お問い合わせ先

事業全般

東京都第二建設事務所工事課工務係

TEL 03 - 3774 - 9002

測量

東京都第二建設事務所工事課木密測量担当係

TEL 03 - 3774 - 8120

補償及び
支援策

東京都第二建設事務所用地課

TEL 03 - 3774 - 8112

区の事業

品川区都市環境事業部都市計画課計画調整担当

TEL 03 - 5742 - 6760